

【資料1】

核燃料物質使用変更許可申請について
(令04原機(サ保)138、令和5年3月13日申請)
プルトニウム廃棄物処理開発施設

令和5年4月25日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料技術開発センター

目次

1. 概要
2. α 線用空気モニタの配置見直しに伴う変更内容
3. 空気中の放射性物質濃度の評価について
4. α 線用空気モニタの配置見直し
5. 本申請における核燃料物質使用変更許可申請書の変更点
6. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性について

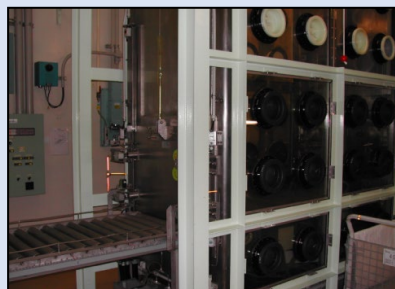
1. 概要

- プルトニウム廃棄物処理開発施設（P W T F）は昭和62年に完成した施設である。完成当初は、難燃物焼却工程設備、難燃物酸消化工程設備、可燃物焼却工程設備、金属溶融工程設備、灰溶融工程設備、前処理選別工程設備等の設備を有し、プルトニウム廃棄物の減容処理技術開発を実施していた。
- α 線用空気モニタは、完成当初の運転状況に合わせて設置した状態のままで運用を継続している。
- その後、設備の老朽化等に伴い、試験設備の撤去や固体廃棄物保管設備への変更等を行い、現在は、第2難燃物焼却工程設備を用いた難燃性固体廃棄物及び可燃性固体廃棄物の焼却処理技術開発を継続している状態である。
- 今回の変更許可申請は、空気中の放射性物質濃度の監視を現在の運転状況に合わせて見直しを図るものである。



プルトニウム廃棄物処理開発施設 外観

構造	鉄筋コンクリート造
階数	地下1階、地上3階
延べ床面積	約7,300m ²



前処理選別工程設備

廃棄物中に混入した金属等の異物を取り除く作業等を実施中。



第2難燃物焼却工程設備

難燃性廃棄物及び可燃性廃棄物の焼却減容処理を実施中。
グローブボックスにて焼却灰やフィルタで捕集した飛灰の回収を行う。

2. α線用空気モニタの配置見直しに伴う変更内容

- 変更許可申請書添付書類1の24.監視設備では、空気中の放射性物質濃度を連続的に監視し警報機能を有するα線用空気モニタに関して、「空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境」において用いるとしている。
- 現在のP W T Fでは、試験設備の撤去や固体廃棄物保管設備への変更等により「空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境」に当たるエリア（バッグイン、バッグアウト、ビニルバッグ交換、グローブ作業等を頻繁に行うグローブボックス周辺）が減少した。
- このため、現状の操業状況に合わせて、連続的に監視し警報機能を有するα線用空気モニタの配置の見直しを行う。
- 見直しに当たっては、空気汚染の発生する可能性に応じて、p.6、p.11～p.15のとおりに行う。

運用の終了した設備一覧

室名	設備名	概要	許可番号
予備室(P-105)	難燃物焼却工程設備	実証試験を終了し、解体撤去済み。	平成12年12月28日 12安(核規)第915号
第2難燃物焼却室(P-004)	難燃物酸消化工程設備	実証試験を終了し、解体撤去済み。 撤去跡地には第2難燃物焼却工程設備を設置し、現在も運用中。	平成7年7月24日 7安(核規)第381号
解体前廃棄物一時保管室(1) (P-103、P-002)	可燃物焼却工程設備	実証試験を終了し、解体前廃棄物一時保管設備(1)に変更。	平成18年2月7日 17諸文科科第4334号
解体前廃棄物一時保管室(2)(P-001)	灰溶融工程設備	実証試験を終了し、解体前廃棄物一時保管設備(2)に変更。	
解体前廃棄物一時保管室(2)(P-001)	金属溶融工程設備	実証試験を終了し、解体前廃棄物一時保管設備(3)に変更。	

3. 空気中の放射性物質濃度の評価について

管理区域内の空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度以下であることを管理するため、以下の機器で空気中の放射性物質濃度を評価している。

・ α 線用空気モニタ

空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境（バッグイン、バッグアウト、ビニルバッグ交換、グローブ作業等を頻繁に行うグローブボックス周辺）において、放射性物質の内部取り込みを可能な限り防止するため、空気中の塵埃をろ紙に捕集しながらその場で連続測定することで放射性物質濃度を（作業期間中）連続的に監視し測定値が設定値以上になった場合は警報により作業者に速やかな退避を促すものである。



・ エアスニファ

作業環境における空気中の放射性物質濃度を把握するため、一定期間空気中の塵埃をろ紙に集塵し、そのろ紙を定期的に回収し α 線用放射能測定装置で測定することで、対象期間の空気中の放射性物質濃度を評価するものである。



どちらの機器についても空気中の放射性物質濃度の評価は、ろ紙を回収し、 α 線用放射能測定装置で測定した結果から行う。

4. α 線用空気モニタの配置見直し

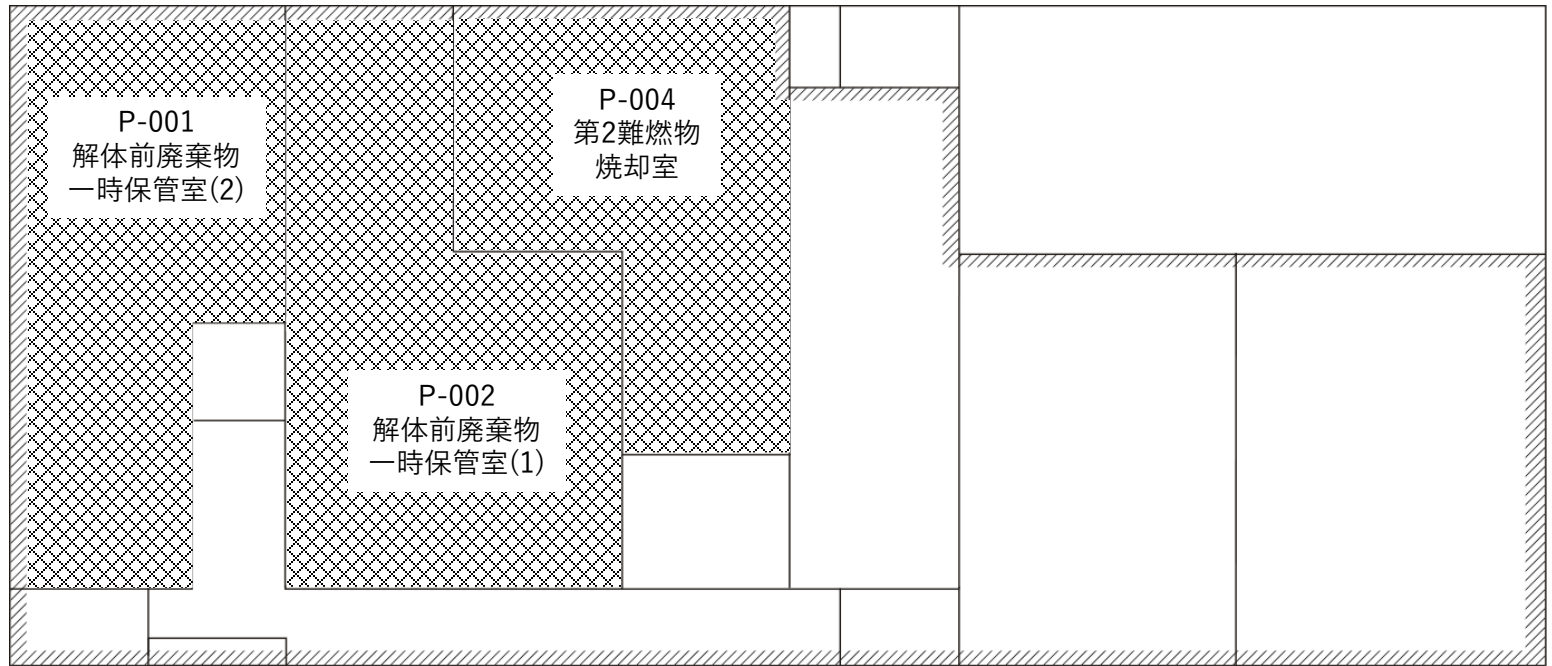
4.1. 本変更における配置見直しの考え方


- ① 空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境
(バッグイン、バッグアウト、ビニルバッグ交換、グローブ作業を頻繁に行うグローブボックス周辺)
⇒警報機能を有する α 線用空気モニタによる連続的な監視を継続する。

- ② 空気汚染の発生する可能性が低い作業環境
(バッグイン、バッグアウト、ビニルバッグ交換、グローブ作業の頻度が低い環境、グローブボックスがなくなった部屋等)
⇒警報機能を有する α 線用空気モニタを取り外す。
なお、当該モニタを取り外した箇所にエアスニファを取り付けして、作業環境中の空気中放射性物質濃度を管理する。(取り外す α 線用空気モニタの近傍に既設のエアスニファがある場合は除く。(p.14 α -10が該当))

⇒空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に該当する場合であっても、グローブボックスのある部屋に設置されている α 線用空気モニタについては、万一の汚染発生を考慮し1箇所残す。(p.10、p.11、p.13が該当)

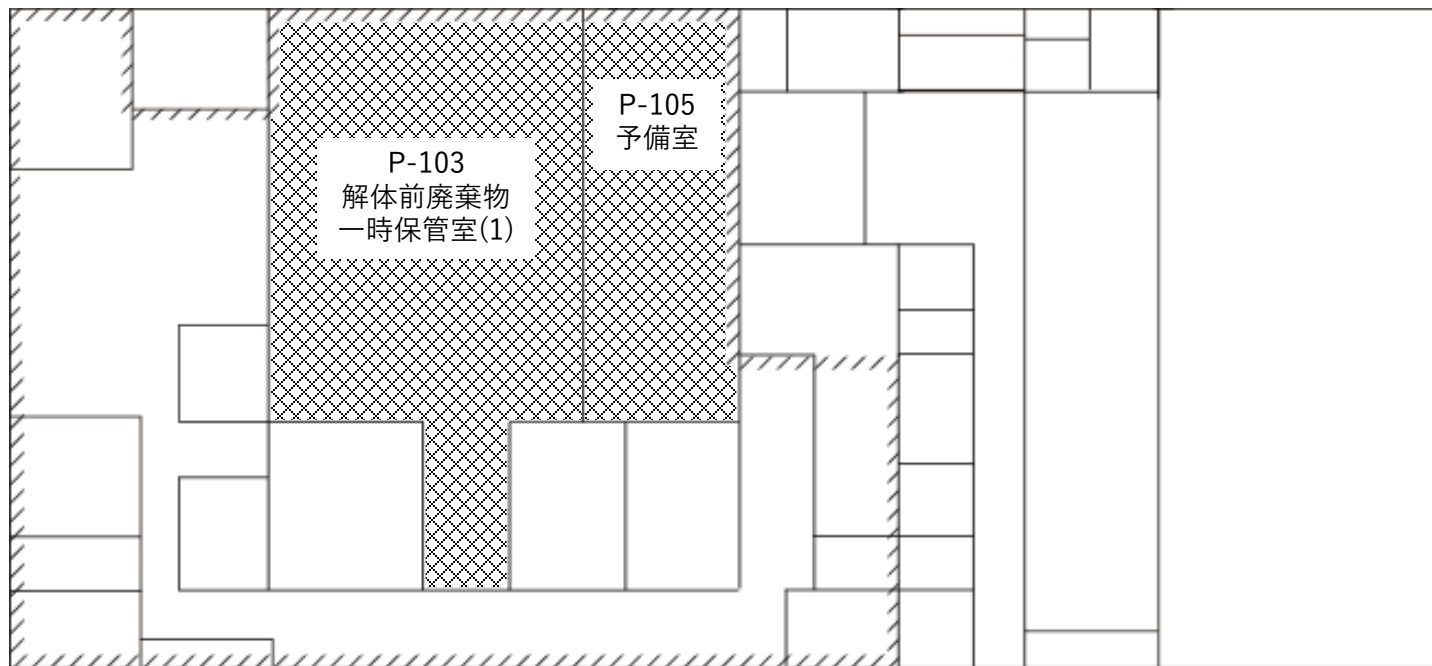
4.2. 変更対象設備の設置場所




 変更対象の α 線用空気モニタの設置室を示す。

(注) 斜線内は管理区域の範囲を示す。

4.2. 変更対象設備の設置場所

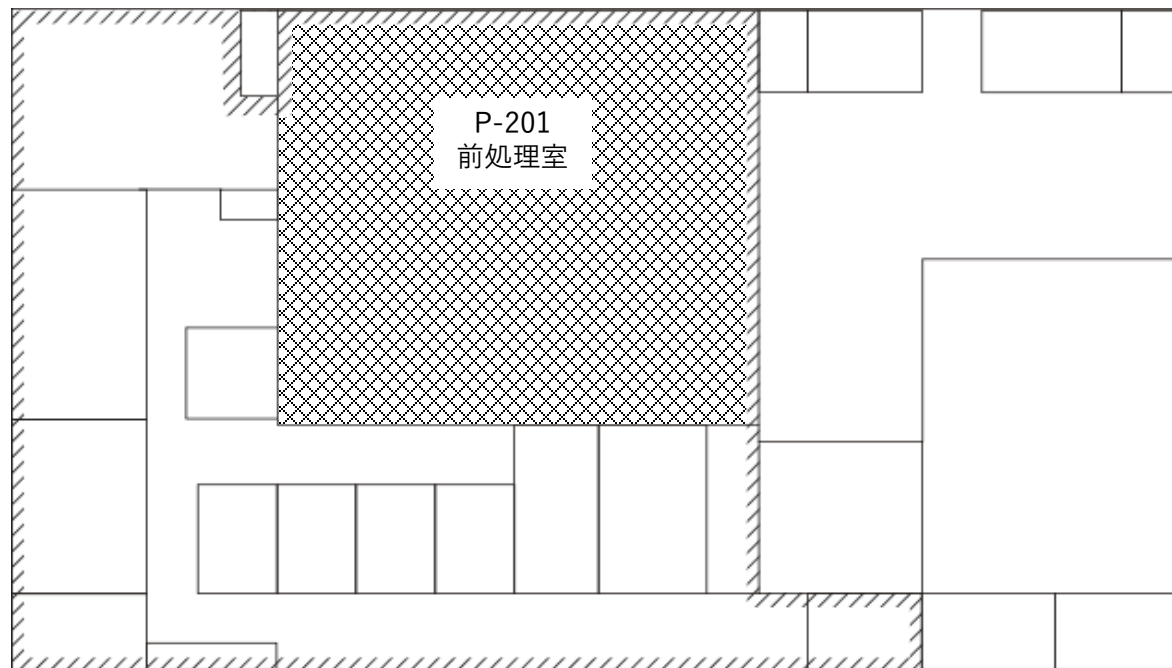



 変更対象の α 線用空気モニタの設置室を示す。

(注) 斜線内は管理区域の範囲を示す。

プルトニウム廃棄物処理開発施設 1階平面図

4.2. 変更対象設備の設置場所



 変更対象の α 線用空気モニタの設置室を示す。

(注) 斜線内は管理区域の範囲を示す。

プルトニウム廃棄物処理開発施設 2階平面図

4.3. α線用空気モニタの配置の変更点 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)

新設時と現在の状況比較表

部屋名	P W T F 新設時の状況	現在の状況
解体前廃棄物一時保管室(2)	<p>焼却灰等の溶融試験を行う灰溶融工程設備（使用施設）及び金属廃棄物の溶融試験を行う金属溶融工程設備（使用施設）を設置していた。</p> <p>空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業として、灰溶融炉まわり及び金属溶融炉まわりのグローブ作業、金属供給のためのグローブ作業、固化体のバッグアウトがあり、これらの作業環境をα-1、α-2及びα-3の3個のα線用空気モニタで連続的に監視していた。</p>	<p>平成18年に灰溶融工程設備及び金属溶融工程設備を固体廃棄施設である解体前廃棄物一時保管設備に変更し、グローブボックス内で解体前の汚染機器等を保管中である。</p> <p>変更後、グローブ作業による機器の操作や核燃料物質の取扱いはなく、空気汚染の発生する可能性のある作業は、押込式グローブ交換（多い年で約30本交換）、ビニルバッグ交換（多い年で約5本交換）及びグローブ等の交換に伴うバッグアウト作業である。</p>

α線用空気モニタ配置の検討結果表

モニタ番号	検討内容	検討結果
α-1	押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバッグアウト作業等を実施するのみであり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たるが、万一の汚染発生を考慮し本モニタを残すこととする。	変更なし (α線用空気モニタ)
α-2	押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバッグアウト作業等を実施するのみであり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除* (エアスニファへ変更)
α-3	押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバッグアウト作業等を実施するのみであり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除* (エアスニファへ変更)

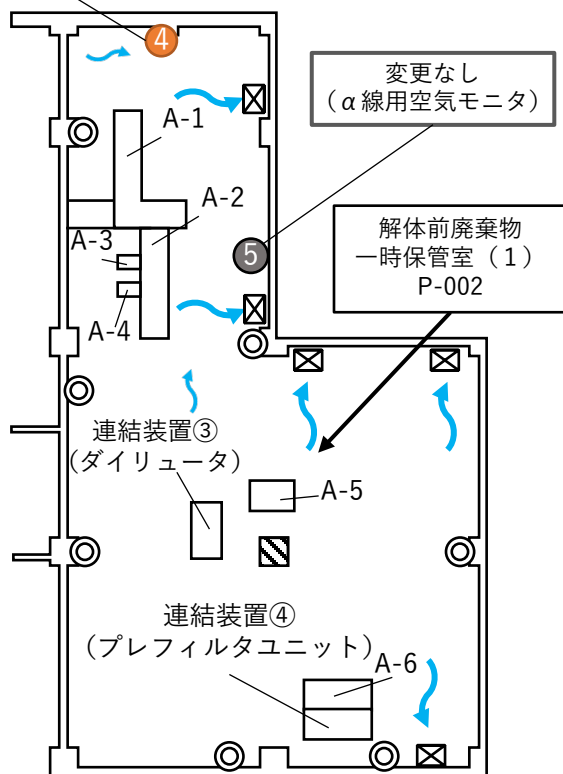
*：当該モニタを取り外した箇所にエアスニファを取り付けて、作業環境中の空気中放射性物質濃度を管理する。



設備の配置図
(解体前廃棄物一時保管室(2))

4.3. α線用空気モニタの配置の変更点 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)

エアスニファへ変更



- 凡例
- : 変更しないα線用空気モニタ
 - : 変更するα線用空気モニタ
 - : エアスニファ
 - ⊠ : 排気口 ▨ : 柱
 - ← : 空気流線
(矢印の大きが流れの強弱を表す。)

設備の配置図
(解体前廃棄物一時保管室(1))

新設時と現在の状況比較表

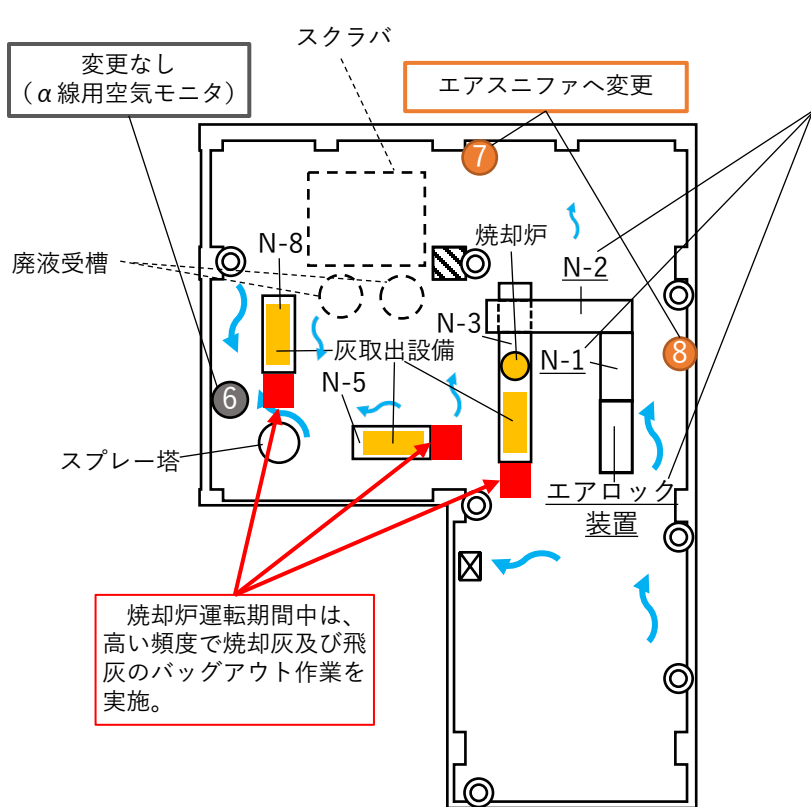
部屋名	P W T F 新設時の状況	現在の状況
解体前廃棄物一時保管室(1)	<p>可燃性固体廃棄物の焼却試験を行う可燃物焼却工程設備(使用施設、気体廃棄施設)の一部を設置していた。</p> <p>空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業として、焼却炉二次燃焼室充填物の交換のためのバッグアウト作業(A-2)、焼却灰の移送のためのグローブ作業(A-1、A-2)があり、これらの作業環境をα-4及びα-5の2個のα線用空気モニタで連続的に監視していた。</p>	<p>平成18年に可燃物焼却工程設備を固体廃棄施設である解体前廃棄物一時保管設備に変更し、グローブボックス内やグローブボックスと接続状態の装置内で解体前の汚染機器等を保管中である。</p> <p>変更後、グローブ作業による機器の操作や核燃料物質の取扱いはなく、空気汚染の発生する可能性のある作業は、押込式グローブ交換(多い年で約30本交換)、ビニルバッグ交換(多い年で約5本交換)及びグローブ等の交換に伴うバッグアウト作業である。</p>

α線用空気モニタ配置の検討結果表

モニタ番号	検討内容	検討結果
α-4	<p>押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバッグアウト作業等を実施するのみであり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。</p>	<p style="text-align: center;">削除※ (エアスニファへ変更)</p>
α-5	<p>押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバッグアウト作業等を実施するのみであり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たすが、万一の汚染発生を考慮し本モニタを残すこととする。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし (α線用空気モニタ)</p>

※：当該モニタを取り外した箇所にエアスニファを取り付けて、作業環境中の空気中放射性物質濃度を管理する。

4.3. α線用空気モニタの配置の変更点 (プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階)



エアロック装置、N-1、N-2グローブボックスは、ビニルバッグやカートンボックスに収納した廃棄物を扱っているため、汚染のレベルが低い。

新設時と現在の状況比較表

部屋名	PWTF新設時の状況	現在の状況
第2難燃物焼却室	難燃性固体廃棄物の酸消化試験を行う難燃物酸消化工程設備（使用施設）を設置していた。 空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業として、反応槽まわり、電気炉まわり及び酸回収工程まわりのグローブ作業、酸消化残滓のバッグアウト作業があった。室内の広い範囲が空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境で、α-6、α-7及びα-8の3個のα線用空気モニタで連続的に監視していた。	難燃物酸消化工程設備を撤去し、可燃性固体廃棄物及び難燃性固体廃棄物の焼却試験を行う第2難燃物焼却工程設備（使用施設）を新設した。 変更後、空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業は、左図のとおりN-3、N-5及びN-8で行う焼却灰等のバッグアウト作業である。

焼却炉運転期間中は、高い頻度で焼却灰及び飛灰のバッグアウト作業を実施。

α線用空気モニタ配置の検討結果表

モニタ番号	検討内容	検討結果
α-6	設備運転中にはN-3、N-5、N-8グローブボックスにおいて、高い頻度で焼却灰及び飛灰のバッグアウト作業がある。空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境に当たるため、現状どおりα線用空気モニタで管理する。	変更なし (α線用空気モニタ)
α-7	設置箇所付近のグローブボックスにおける主な作業は年数回のメンテナンス器材のバッグアウト作業のみであり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除※ (エアスニファへ変更)
α-8	設置箇所付近のエアロック装置は、カートンボックス等に収納された表面に汚染のない廃棄物を搬入する箇所であり、N-1においてもコンベヤによりカートンボックス等が通過するのみである。設置箇所付近は空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除※ (エアスニファへ変更)

- 凡例
- : 変更しないα線用空気モニタ
 - : 変更するα線用空気モニタ
 - ◎ : エアスニファ
 - ⊗ : 排気口
 - ⊠ : 柱
 - : 空気汚染の発生する可能性の高い作業場所
 - : 設備、装置
 - : 空気流線 (矢印の大きさが流れの強弱を表す。)

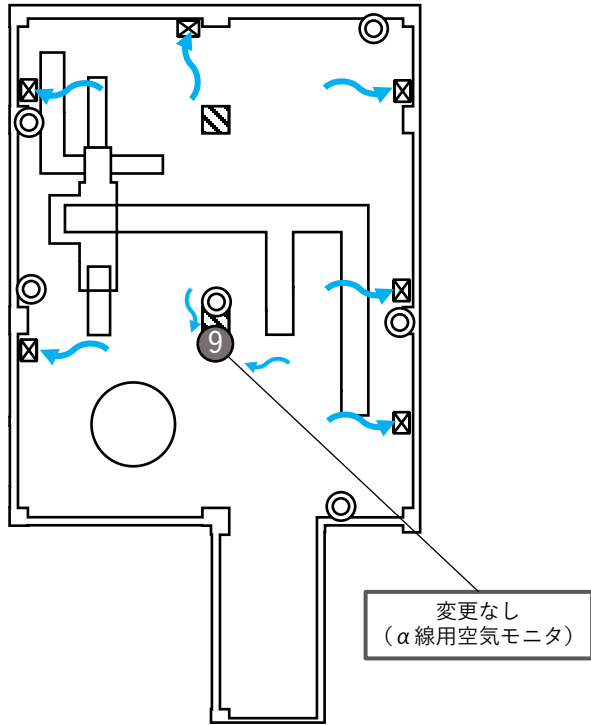
設備の配置図
(第2難燃物焼却室)

※：当該モニタを取り外した箇所にエアスニファを取り付けて、作業環境中の空気中放射物質濃度を管理する。

4.3. α線用空気モニタの配置の変更点 (プルトニウム廃棄物処理開発施設1階)

新設時と現在の状況比較表

部屋名	P W T F 新設時の状況	現在の状況
解体前廃棄物一時保管室(1)	可燃性固体廃棄物の焼却試験を行う可燃物焼却工程設備（使用施設）の一部を設置していた。 空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業として、焼却対象物であるHEPAフィルタ細断物を受入れるためのグローブ作業があり、この作業環境をα-9で連続的に監視していた。	平成18年に可燃物焼却工程設備を固体廃棄物施設である解体前廃棄物一時保管設備に変更し、グローブボックス内やグローブボックスと接続状態の装置内で解体前の汚染機器等を保管中である。 変更後、グローブ作業による機器の操作や核燃料物質の取扱いはなく、空気汚染の発生する可能性のある作業は、押込式グローブ交換（多い年で約30本交換）、ビニルバッグ交換（多い年で約5本交換）及びグローブ等の交換に伴うバグアウト作業である。



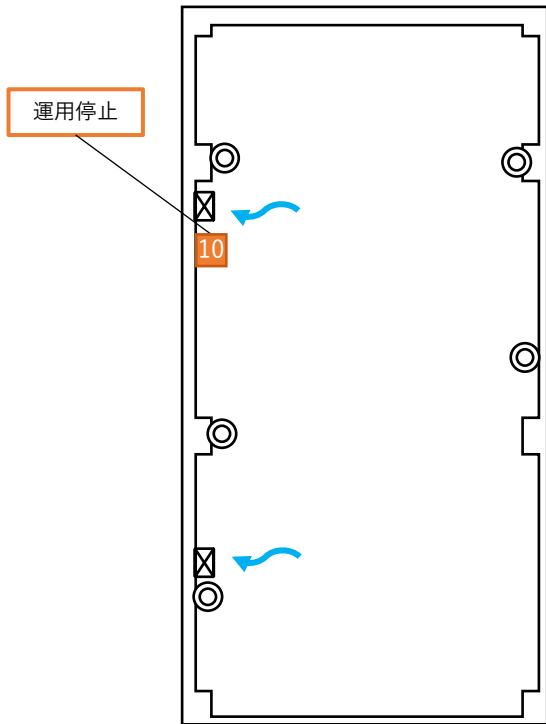
- 凡例
- : 変更しないα線用空気モニタ
 - ◎ : エアスニファ
 - ⊠ : 排気口 ▨ : 柱
 - ← : 空気流線
(矢印の大きさが流れの強弱を表す。)

α線用空気モニタ配置の検討結果表

モニタ番号	検討内容	検討結果
α-9	押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバグアウト作業等を実施するのみであり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たるが、万一の汚染発生を考慮し残すこととする。	変更なし (α線用空気モニタ)

設備の配置図
(解体前廃棄物一時保管室 (1))

4.3. α線用空気モニタの配置の変更点 (プルトニウム廃棄物処理開発施設1階)



- 凡例
- : 取り外す α線用空気モニタ
 - ⊙ : エアスニファ
 - ⊠ : 排気口
 - ▧ : 柱
 - ← : 空気流線
(矢印の大きさが流れの強弱を表す。)

設備の配置図
(予備室)

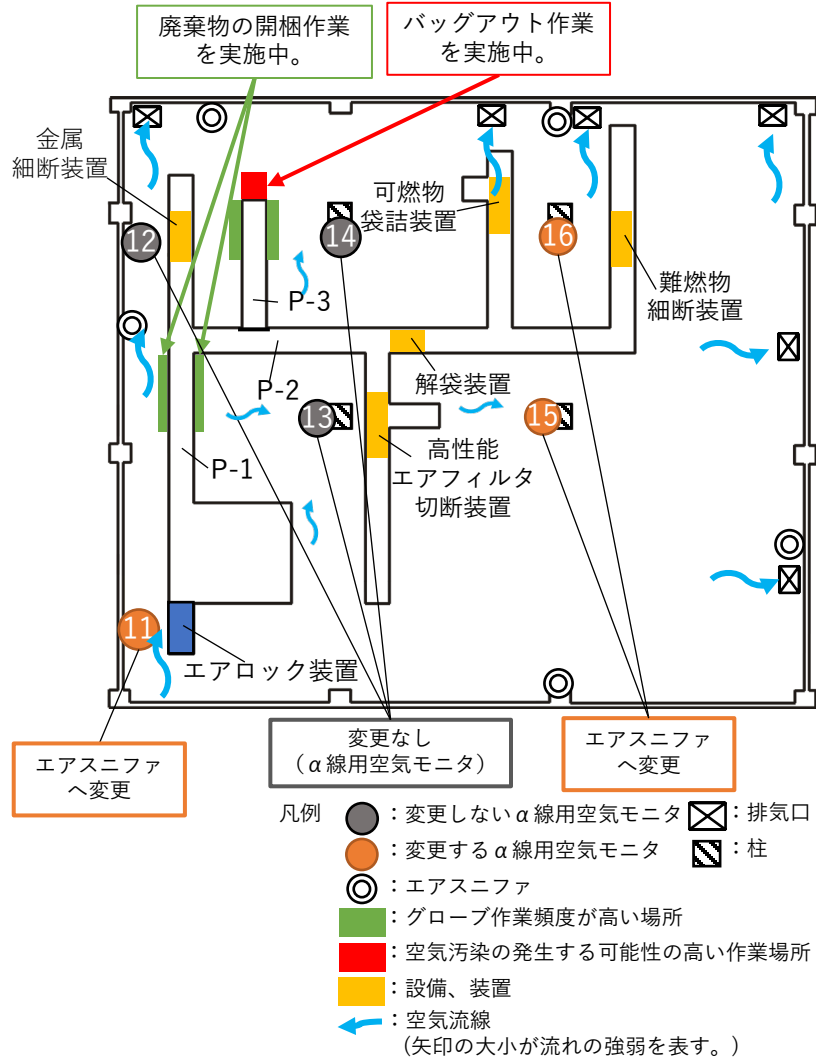
新設時と現在の状況比較表

部屋名	P W T F 新設時の状況	現在の状況
予備室 P-105	難燃性固体廃棄物の焼却試験を行う難燃物焼却工程設備（使用施設）を設置していた。空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業として、焼却炉まわりのグローブ作業、焼却灰のバッグアウト作業があり、これらの作業環境をα-10で連続的に監視していた。	難燃物焼却工程設備を撤去し、平成29年以降、固体廃棄施設である容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所としており、空気汚染の発生する可能性が高い作業はない。

α線用空気モニタ配置の検討結果表

モニタ番号	検討内容	検討結果
α-10	主に容器に封入する前の固体廃棄物を保管しているのみであり、空気汚染の発生する可能性は低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除 (運用停止し、既設エアスニファで管理)

4.3. α線用空気モニタの配置の変更点 (プルトニウム廃棄物処理開発施設2階)



新設時と現在の状況比較表

部屋名	P W T F 新設時の状況	現在の状況
前処理室 P-201	廃棄物の前処理選別等に関する試験を行う前処理選別工程設備(使用施設)を設置し、廃棄物のバッグイン・開梱・選別、可燃物焼却工程設備へ送るHEPAフィルタの切断試験及び可燃物の袋詰試験、難燃物酸消化工程設備及び難燃物焼却工程設備へ送る難燃物の解袋・選別・細断試験、金属溶融工程設備へ送る金属の細断試験を毎日行うこととし、それぞれの作業環境をα-11、α-12、α-13、α-14、α-15及びα-16で連続的に監視していた。	現在も前処理選別工程設備を用いた前処理選別等に関する試験を実施しているが、可燃物焼却工程設備及び金属溶融工程設備を解体前廃棄物一時保管設備に変更したこと並びに難燃物酸消化工程設備及び難燃物焼却工程設備を撤去したことに伴い、HEPAフィルタ切断試験、可燃物袋詰試験、金属細断試験、難燃物解袋・選別・細断試験の実施頻度は低く、空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業は、左図のとおりP-1でのグローブ作業(廃棄物の開梱)、P-3でのバッグアウト作業である。

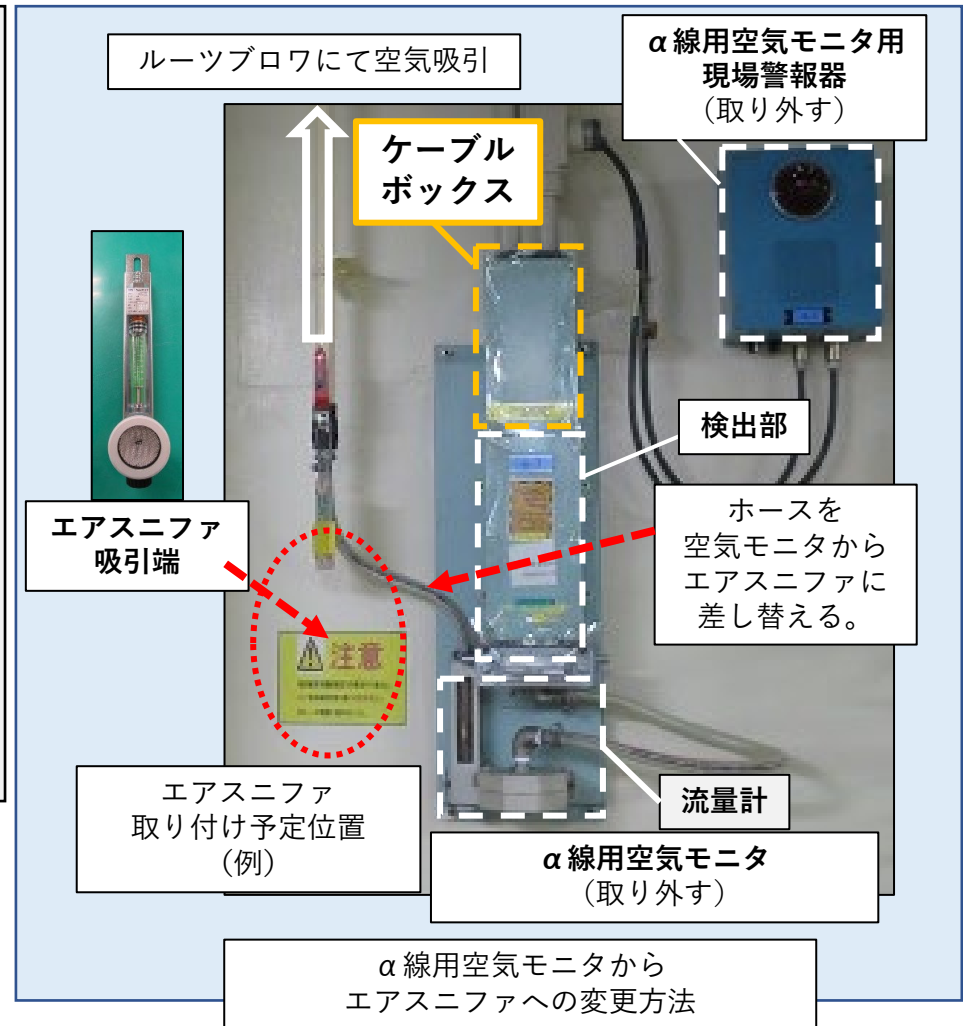
α線用空気モニタ配置の検討結果表

モニタ番号	検討内容	検討結果
α-11	設置箇所付近のエアロック装置は、カートンボックスなどに収納された廃棄物を搬入する箇所であり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除* (エアスニファへ変更)
α-12	設置箇所付近において、グローブ作業(廃棄物の開梱)の頻度が高く(約500h/y)、空気汚染の発生する可能性が高いと予想されるP-1における開梱作業箇所風の風下に位置するため、現状どおりα線用空気モニタで管理する。	変更なし (α線用空気モニタ)
α-13	設置箇所付近において、グローブ作業(廃棄物の開梱)の頻度が高く(約500h/y)、空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境に当たするため、現状どおりα線用空気モニタで管理する。	変更なし (α線用空気モニタ)
α-14	廃棄物のバッグアウト作業頻度が高く(約500h/y)、空気汚染の発生する可能性が高いと予想される作業環境に当たするため、現状どおりα線用空気モニタで管理する。	変更なし (α線用空気モニタ)
α-15	最寄りのグローブボックス内設備の使用頻度は低く、主な作業は押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバッグアウト作業等であり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除* (エアスニファへ変更)
α-16	最寄りのグローブボックス内設備の使用頻度は低く、主な作業は押込式グローブ交換、年に数回のビニルバッグ交換、それに伴うバッグアウト作業等であり、空気汚染の発生する可能性が低い作業環境に当たることからα線用空気モニタを取り外す。	削除* (エアスニファへ変更)

※：当該モニタを取り外した箇所にエアスニファを取り付けて、作業環境中の空气中放射性物質濃度を管理する。

4.4. α 線用空気モニタからエアスニファへの変更方法

- ① 既設の α 線用空気モニタの近傍壁面に新たにエアスニファ吸引端を設置する。
- ② 空気サンプリングホースを α 線用空気モニタからエアスニファへ差し替える。
- ③ 既設の α 線用空気モニタは、電源及び信号のケーブルを外し、ベース（架台）、ケーブルボックスは残置する。モニタ検出部、流量計及び現場警報器等は取り外し予備品とする。



5. 本申請における核燃料物質変更許可申請書の変更点

5.1. 本文の変更内容及び理由

核燃料物質使用変更許可申請書の本文第7項「使用施設の位置、構造及び設備」の記述を以下のとおり変更する。

(1) 変更内容

「使用施設の位置、構造及び設備」のうち、7-3-1プルトニウム廃棄物処理開発施設（4）安全管理設備における α 線用空気モニタの個数を16個から7個へとする。

(2) 変更理由

空気汚染の可能性が低く、定置式の α 線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境の α 線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。

使用設備の名称	個数
放射線管理設備 α 線用 空気モニタ	16

変更前



使用設備の名称	個数
放射線管理設備 α 線用 空気モニタ	7

変更後

※ エアスニファは、放射線管理設備のうち、その他の設備として位置付けられており、個数は「1式」となっている。また、図面における記載はない。よって、変更許可申請書の変更はない。

5. 本申請における核燃料物質変更許可申請書の変更点

5.2. 本文図面の変更内容及び理由

核燃料物質使用変更許可申請書の本文図面「放射線管理設備の配置」の図を以下のとおり変更する。

(1) 変更内容

- ① 図7-15放射線管理設備の配置（プルトニウム廃棄物処理開発施設地下1階）
- ② 図7-16放射線管理設備の配置（プルトニウム廃棄物処理開発施設1階）
- ③ 図7-17放射線管理設備の配置（プルトニウム廃棄物処理開発施設2階）
に記載された α 線用空気モニタ検出端の配置を変更する。

(2) 変更理由

空気汚染の可能性が低く、定置式の α 線用空気モニタによる連続的な空气中放射性物質濃度の管理を必要としない作業環境の α 線用空気モニタの配置箇所・個数を見直すため。

6. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する 規則への適合性について (1/3)

条	見出し	適合性に対する評価
第1条	定義	
第2条	閉じ込めの機能	本申請の対象外 (変更なし)
第3条	遮蔽	本申請の対象外 (変更なし)
第4条	火災等による損傷の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第5条	立ち入りの防止	本申請の対象外 (変更なし)
第6条	自然現象による影響の考慮	本申請の対象外 (変更なし)
第7条	核燃料物質の臨界防止	本申請の対象外 (変更なし)
第8条	使用前検査対象施設の地盤	本申請の対象外 (変更なし)
第9条	地震による損傷の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第10条	津波による損傷の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第11条	外部からの衝撃による損傷の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第12条	使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止	本申請の対象外 (変更なし)

6. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する 規則への適合性について (2/3)

条	見出し	適合性に対する評価
第13条	溢水による損傷の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第14条	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第15条	飛散物による損傷の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第16条	重要度に応じた安全機能の確保	本申請の対象外 (変更なし)
第17条	環境条件を考慮した設計	本申請の対象外 (変更なし)
第18条	検査等を考慮した設計	本申請の対象外 (変更なし)
第19条	使用前検査対象施設の共用	本申請の対象外 (変更なし)
第20条	誤操作の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第21条	安全避難通路等	本申請の対象外 (変更なし)
第22条	設計評価事故時の放射線障害の防止	本申請の対象外 (変更なし)
第23条	貯蔵施設	本申請の対象外 (変更なし)

6. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する 規則への適合性について (3/3)

条	見出し	適合性に対する評価
第24条	廃棄施設	本申請の対象外 (変更なし)
第25条	汚染を検査するための設備	本申請の対象外 (変更なし)
第26条	監視設備 「使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。」	空気汚染の発生の可能性が高いと予想される箇所については引き続き α 線用空気モニタを用いて放射性物質の濃度を連続的に監視し、及び測定するため、適合している。
第27条	非常用電源設備	本申請の対象外 (変更なし)
第28条	通信連絡設備等	本申請の対象外 (変更なし)
第29条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	本申請の対象外 (変更なし)